

奈良県外国人材定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業等における外国人材の定着の促進を図るため、奈良県内の中小企業、監理団体及び経済団体に対し、県内の事業所で常時勤務する外国人材を対象とする日本語研修の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体
- (3) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2に規定する在留資格のうち「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を持ち、本補助事業の実施期間中継続して奈良県内に所在する中小企業に直接雇用されている外国籍の従業員
- (4) 経済団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他企業の支援や業界等の発展を目的に組織する非営利の組織
(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業、監理団体又は経済団体とする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 県税全税目に滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (5) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助対象事業者としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす日本語研修事業とする。

- (1) 奈良県内に所在する事業所に常時勤務する外国人材に対して行うものであること。
- (2) カリキュラムの総受講時間が20時間以上確保されていること。
- (3) 受講生の語学レベルに合わせたカリキュラムが提供されていること。
- (4) 費用の全部又は一部について、受講生（監理団体、経済団体を実施する場合は、受講生が属する中小企業を含む。）に負担させるものではないこと。
- (5) 入国後講習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第1条第7号に規定する入国後講習をいう。）ではないこと。
- (6) 同一会計年度内に国又は他の地方公共団体等が実施する同様の目的の補助金等を受給するものではないこと。
- (7) 第7条の規定による交付の決定の日以降に開始し、当該日の属する会計年度の2月末日までに完了するものであること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	<p>報償費（講師への報酬、謝金等）、消耗品費（特定の個人に配布する教材等は除く）、旅費（講師の旅費等）、印刷製本費（日本語教材印刷費等）、委託料（日本語研修の外部委託費等）、使用料及び賃借料（研修会場の使用料等）、その他知事が適当と認める経費（税抜き）。</p> <p>ただし、事務用品（机、イス等）、情報通信機器（パソコン、ルーター、自動翻訳機、タブレットPC等）及び補助事業者に属する社員等への報酬及び旅費等は補助対象外とする。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）。</p> <p>ただし、1補助事業対象者当たりの限度額は、200,000円とする。</p>

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県外国人材定着支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 補助事業者概要書（第3号様式）
 - (3) 収支予算書（第4号様式）
 - (4) 補助対象経費の積算の根拠となる資料（見積書の写し等）
 - (5) 奈良県内に所在する事業所に常時勤務する外国人材であることを証する書類（雇用契約書の写し、技能実習生の管理簿の写し等）
 - (6) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
 - (7) 誓約書
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助金交付の対象となる事業の内容の変更又は経費の配分の変更（補助金の交付の対象となる経費の項目毎につき20パーセント未満の変更を除く。）をしようとするときは、奈良県外国人材定着支援事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県外国人材定着支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県外国人材定着支援事業補

助金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 実績書（第8号様式）
 - (2) 収支決算書（第9号様式）
 - (3) 修了証書、受講証明書等受講履歴が分かる書類
 - (4) 補助期間終了後も、奈良県内に所在する事業所に常時勤務する外国人材であることを証する書類（雇用契約書の写し、技能実習生の管理簿の写し等）
 - (5) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書等）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。